

- ・令和7年8月の大雨災害に関する保証承諾は30件・3億2160万円（11月末現在）
- ・「旅館業を含むサービス業」の利用が11件（36.7%）・1億8200万円（56.6%）と件数・金額ともに業種別トップ

霧島市、姶良市を中心に甚大な被害をもたらした令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨災害（以下、「当該災害」という）に関して、鹿児島県信用保証協会（以下、「当協会」という。）では11月末までに75件の相談を受け付け、30件・3億2160万円の保証承諾を行いました。

業種別の保証承諾内訳は、旅館業を含むサービス業に対する承諾が11件（36.7%）・1億8200万円（56.6%），次いで飲食業を含む小売業が8件（26.7%）・3800万円（11.8%），建設業が4件（13.3%）・3130万円（9.7%）などとなりました。

地域別の保証承諾内訳は、霧島市と姶良市での利用が合計27件（90.0%）・2億7680万円（86.1%）と両市で約9割を占めています。

また、制度別では、災害救助法の適用を受ける災害による被災が対象となる県制度「緊急災害対策資金」の利用が27件（90.0%）・2億9710万円（92.4%）と大半を占めました。

当協会では引き続き、中小企業者の資金繰りに支障が生じないよう、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、適時適切な保証承諾や、既往債務に係る返済猶予・条件変更に対応するとともに、経営改善支援連絡会議（ゼロプロ）による経営改善支援などに取り組んでまいります。

1 特別相談窓口への問い合わせ状況

当協会では、当該災害に関して令和7年8月8日に特別相談窓口を設置いたしました。窓口への問い合わせは、災害直後の9月、10月が多く、11月末までに合計75件ありました。相談内容は、浸水被害を受けた建物の修繕費用や機械設備の買い替え資金、休業中の運転資金等の資金相談が73件、返済緩和の条件変更に関する相談が2件となっています。業種別では、飲食業（17件）、旅館業（14件）、製造業（9件）からの問い合わせが多くありました。

（単位：件）

	8月	9月	10月	11月	合 計
製造業		5	1	3	9
建設業		6		2	8
小売業	1	6	8	6	21
うち飲食業	1	4	8	4	17
卸売業		3			3
不動産業		1	3	1	5
運送倉庫業			1	1	2
サービス業	2	5	16	4	27
うち旅館業	2	3	6	3	14
合 計	3	26	29	17	75

実際にあった相談内容

レストラン	店舗が床上浸水し、予約キャンセルが相次いでいる。調理設備等の修理を自己資金にて対応したため、その補填として今後の運転資金を調達したい。
土木工事業	当該災害により受注していた大口工事が延期となり、資金繰りに支障が生じている。当面の運転資金を調達したい。
旅館業	新燃岳噴火や当該災害の影響により夏場からキャンセル客が急増。また、直近で客室のリフォームを自己資金にて実施したことから資金繰りが逼迫。5か月間の元金据置をお願いしたい。
木材卸売業	資材用倉庫にあった在庫が水没し、資金繰りに支障をきたしている。当面の運転資金を調達したい。
歯科診療所	床上浸水により歯科ユニットが全て使用不能となった。歯科ユニット買い替え資金として設備資金を調達したい。

2 地区・業種別の保証承諾件数と金額

当該災害に関する11月末までの保証承諾のうち、地区別では霧島市と姶良市の2市で27件（90.0%）、2億7680万円（86.1%）と件数・金額とも約9割を占めています。業種別の承諾金額では、旅館業を含むサービス業に対する保証承諾が1億8200万円（69.3%）と一番多く、飲食業を含む小売業が3800万円（11.8%）、建設業が3130万円（9.7%）と続いています。

	霧島市				姶良市				鹿児島市				合計			
	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比
製造業	2	8.3	23,500	8.9	-	-	-	-	1	33.3	20,000	44.6	3	10.0	43,500	13.5
建設業	4	16.7	31,300	11.9	-	-	-	-	-	-	-	-	4	13.3	31,300	9.7
小売業	5	20.8	14,000	5.3	2	66.7	4,000	28.6	1	33.3	20,000	44.6	8	26.7	38,000	11.8
うち飲食業	4	16.7	12,000	4.6	2	66.7	4,000	28.6	-	-	-	-	6	20.0	16,000	5.0
卸売業	1	4.2	10,000	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3.3	10,000	3.1
不動産業	-	-	-	-	1	33.3	10,000	71.4	1	33.3	4,800	10.7	2	6.7	14,800	4.6
運送倉庫業	1	4.2	2,000	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3.3	2,000	0.6
サービス業	11	45.8	182,000	69.3	-	-	-	-	-	-	-	-	11	36.7	182,000	56.6
うち旅館業	7	29.2	144,000	54.8	-	-	-	-	-	-	-	-	7	23.3	144,000	44.8
合計	24	80.0	262,800	81.7	3	10.0	14,000	4.4	3	10.0	44,800	13.9	30	100.0	321,600	100.0

3 制度別の保証承諾件数と金額

当該災害は、令和7年8月7日に災害救助法が適用され、保証料の全額を県が補助する「県緊急災害対策資金」の対象となったことから同制度の利用が27件（90.0%）・2億9710万円（92.4%）と9割を占めています。なお、同制度の利用には『被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書』（罹災証明等）が必要となります。

（単位：件、%，千円）

	霧島市				姶良市				鹿児島市				合計			
	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比
県緊急災害対策資金	21	87.5	238,300	90.7	3	100.0	14,000	100.0	3	100.0	44,800	100.0	27	90.0	297,100	92.4
県セーフティネット対応資金	1	4.2	3,500	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3.3	3,500	1.1
県中小企業振興資金	2	8.3	21,000	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	6.7	21,000	6.5
合計	24	80.0	262,800	81.7	3	10.0	14,000	4.4	3	10.0	44,800	13.9	30	100.0	321,600	100.0

「緊急災害対策資金」の制度概要

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの																							
	(1)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用されたもの（県内における災害により被害を受けた者に限る。）																							
	(2)災害救助法第2条の災害により被害を受けたもの（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）																							
	(3)被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けたもの（県内における同条の自然災害により被害を受けた者に限る。）																							
	(4)知事が特に認める災害により被害を受けたもの																							
※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。																								
用途	運転設備資金								設備資金															
融資限度額	2000万円								3000万円															
保証料率	融資対象者(1), (2), (3) 年0.0%																							
																	融資対象者(4) 下表のとおり							
融資期間		料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨													
		保証料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00													
運転設備資金		7年以内（うち据置24月以内）																						
設備資金		10年以内（うち据置36月以内）																						

業種	温泉旅館	地区	霧島市
被害状況	裏山の土砂崩れにより、建物1棟が全壊。建物2棟が床上浸水し、流れ出た土砂が敷地内に堆積。水道、電話（インターネット）、テレビ、アクセス道路がすべて不通となり、約3週間の臨時休業を余儀なくされる。被害規模が大きく損害額の査定に時間がかかり、建物損害保険が下りるまで時間を要することから、資金繰りが不安定となった。		
保証内容	制度：県緊急災害対策資金、金額：2000万円、資金使途：運転資金		
現在の状況	8月は臨時休業し、従業員総出で復旧作業やお客様への休業情報の発信に努めた。運転資金は、休業中の資金繰りに充てさせてもらった。当該災害により一部建物が全壊し、客室数が減少するも、9月に営業再開してからは平日休日問わず、多くの予約が入っており、11月は単月売上として過去最高レベルを記録した。休業期間中の徹底した清掃、修繕に加え、災害等対応マニュアルの見直しや悪天候時限定のお得な宿泊プランの新設などを行ったことで、ピンチをチャンスに変えることができた。（当社副社長談）		

<資料に関するお問合せ先>

〒892-0846

鹿児島市加治屋町14-3

鹿児島県信用保証協会

総務部企画情報課 上原研二

電話：099-210-7387 FAX：099-223-6399

メールアドレス：kikaku@kagoshima-cgc.or.jp

詳細につきましては、お電話等にて
対応させていただきますので、お問い合わせ
先までご連絡ください。